

## 【アメリカ】2019年パンデミック・バイオテロ対策法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

\* パンデミックや自然災害、各種バイオテロリズムなどの、公衆衛生上の緊急事態への包括的な対策法の再授權法である、2019年パンデミック及び全ハザード対策促進法が、2019年6月24日に制定された。

### 1 背景と経緯

2019年パンデミック及び全ハザード対策促進法<sup>1</sup>（2019年法）は、2006年パンデミック及び全ハザード対策法<sup>2</sup>（2006年法）を再授權する法律で、公衆衛生上の緊急事態であるパンデミックやバイオテロ対策等の基本となる法律である。なお、2006年法により、保健福祉省が、公衆衛生上の緊急事態に対して包括的に対応する体制が確立されている。

2006年法は2013年に再授權されたが、2018年に期限切れとなっていた。2019年法の主な目的は、2023会計年度までの5年間の予算やプログラムの再授權と対策の強化である。

### 2 2019年法の概要

2019年法は、第1編「国家保健安全保障戦略の強化」、第2編「即応及び対応の向上」、第3編「全てのコミュニティへの到達」、第4編「脅威に基づいたアプローチの優先」、第5編「医療対策研究開発促進におけるコミュニケーションの増大」、第6編「医療対策技術の促進」、第7編「雑則」の7編で構成されている。

#### (1) 国家保健安全保障戦略

- 保健福祉省長官は、2018年から4年ごとに、国家保健安全保障戦略を策定し、連邦議会に提出しなければならない。戦略には公衆衛生への潜在的な緊急事態の脅威を明確に記述し、これに対応する、即応目標達成の過程を明らかにしなければならない（第101条）。

#### (2) 即応及び対応の向上

- 2019年法成立から2年以内に、また、その後は2年ごとに、保健福祉省長官は、2つの主要プログラムについて、成果指標及び客観的基準の評価を実施しなければならない。評価の結果は、連邦議会に提出するものとする（第201条）。
- 公衆衛生緊急即応（PHEP）協力協定及び病院即応プログラム（HPP）を2023会計年度まで再授權する。また、これらを改善する（第202条）。
- 保健福祉省の即応対応担当次官補は、2019年法制定から2年以内に関係者と協議の上、化学的、生物的、核物質及び感染症等の脅威による緊急事態の際の患者の取扱いに関する指針を策定し、地方の病院や医療機関に周知しなければならない。指針により、国内のどの地域でも、バイオテロ攻撃や感染症の急拡大、パンデミックなどの発生に対して、保健システムの基盤を最大限効果的なものとする（第203条(a)）。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年10月9日である。

<sup>1</sup> Pandemic and All-Hazards Preparedness and Advancing Innovation Act of 2019, P.L.116-22. <<https://www.congress.gov/116/bills/s1379/BILLS-116s1379enr.pdf>>

<sup>2</sup> Pandemic and All-Hazards Preparedness Act, P.L.109-417. <<https://www.congress.gov/109/plaws/pub1417/PLAW-109pub1417.pdf>>

- ・2019年法制定から3年以内に、会計検査院（GAO）院長は、連邦議会に、病院や医療機関での指針の実施状況について評価し、分析し、勧告を含む報告書を提出しなければならない（第203条(b））。
- ・トラウマ対策については、軍のトラウマ対策担当者と協力して進める（第204条）。
- ・疾病管理予防センター（CDC）のバイオテロ対策等の2013会計年度から2018会計年度の活動について、GAO院長は調査を実施しなければならない（第205条）。
- ・公衆衛生緊急基金（PHEF）を拡充強化する（第206条）。
- ・公衆衛生緊急事態の際に、州を越えて医療専門職がボランティアとして協力して活動できるような政策を推進する（第207条）。
- ・2019年法制定から1年以内に、保健福祉省長官は、連邦議会に、全国の血液供給の万全性の維持に関する、勧告を含む報告書を提出しなければならない（第209条）。

### (3) 全てのコミュニティへの到達

- ・国家災害医療システムを評価し、強化する。緊急時対応の医療従事者数を増強する。国家災害医療システムを2023会計年度まで再授権する（第301条）。
- ・医療システムの即応性、対応力の基盤を向上させる（第302条）。
- ・CDCの子供即応部門の責務を法定し、子供に特有の対策を強化する（第304条）。
- ・子供と災害国家諮問委員会を、2023会計年度まで再授権する。高齢者と災害国家諮問委員会、障害者と災害国家諮問委員会を設置する。保健福祉省長官は、これらの諮問委員会間の責務や活動を調整する（第305条）。

### (4) 脅威に基づいたアプローチの優先

- ・保健福祉省長官は、関連する連邦機関の長で構成される、公衆衛生緊急医療対策事業団（PH EMCE）<sup>3</sup>を設置する。PHEMCEは、連邦政府の機関間の調整、公衆衛生に関する国家的課題を明らかにすること等の機能を有する（第402条）。
- ・戦略的国家備蓄（SNS）予算を2023会計年度まで再授権する。SNSの年次評価について、より脅威に基づいたものに焦点を当てる（第403条）。

### (5) その他

- ・医療対策予算計画を更新する（第501条）。
- ・ジカ熱等の対策として、蚊の発生を減少させる州や地方政府の活動への支援を再授権し、強化する（第607条）。
- ・2019年法制定から18か月以内に、保健福祉省長官は、国家安全保障上の脅威となるサイバー攻撃に対する公衆衛生面の即応性と対策のための国家戦略を策定し、連邦議会に提出しなければならない（第703条）。

#### 参考文献

- ・”S.1379, the pandemic and All-Hazards Preparedness and Advancing Innovation Act of 2019.”  
<<https://www.burr.senate.gov/imo/media/doc/PAHPAI%20Section%20by%20Section.pdf>>

<sup>3</sup> PHEMCEは従来から予算措置により設置されていたが、今回法制化された。詳細については、”Public Health Emergency Medical Countermeasures Enterprise.” <<https://www.phe.gov/Preparedness/mcm/phemce/Pages/default.aspx>> 参照。